

令和5年度「かごしまスポーツ合宿セミナー」実施等に係る 業務委託企画提案競技 実施要項

1 趣旨

本県の県外からのスポーツ合宿実施者は、コロナ禍の影響により大きく減少していたが、昨年度は過去最高であったR元年度の7割超まで回復を見せている。また、春季キャンプはR元年度の9割超まで回復を見せており、本年度においても屋外競技の夏季・春季合宿は、順調な回復が予想されている。

このような中、サークルの合宿文化の衰退により、テニスや室内競技などサークルが利用していた施設は、空きが発生しており、合宿誘致を希望する市町村が多い状況となっている。

また、プロや実業団、大学・高校の部活動は、合宿地で強化試合を実施するケースがあり、複数チームで声を掛け合って同一の合宿地を選定することが多い。

これらのことから、県として、室内競技（バレーボール・バスケットボール）及びテニス競技のプロや実業団、大学・高校の部活動を対象とし、スポーツキャンプ・合宿の誘致活動を実施することとし、合宿定着を図るため、強豪チーム等を中心とした複数チームを同時期に誘致することとした。

本要項では、スポーツキャンプ・合宿の誘致活動として実施する「かごしまスポーツ合宿セミナー」に係る業務委託業者の企画提案競技を実施するに当たり必要な事項を定める。

2 企画提案競技に付する事項

- (1) 業務名
令和5年度「かごしまスポーツ合宿セミナー」実施等に係る業務
- (2) 業務内容
別添仕様書による。
- (3) 履行期限
セミナーの実施 : 令和5年11月17日（金）
実績報告書の提出 : 令和6年2月16日（金）

3 委託経費

1,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

4 企画提案競技に参加する者に必要な資格

以下のすべてを満たす者とする。

- (1) スポーツ合宿の誘致や招致、受入支援を行った実績がある事業所または団体であること。
- (2) 本事業の実施について、県からの求めに応じて協議に対応できる体制を整えていること。

- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事案があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者でないこと。
- (5) 参加申込書の提出の日から委託候補者を選定するまでの間に、国又は地方公共団体との契約に関して、指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法第17条又は民事再生法第21条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がれていること。
- (7) 主たる事業所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は第6号に規定する暴力団員若しくはこれら暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者がいないこと。

5 企画提案の方法等

(1) 提出書類

- ① 企画提案書届出書(様式1) 5部
- ② 企画提案書(任意様式) 5部
- ③ 事業費内訳書(任意様式) 5部
- ④ 会社概要(任意様式, 本業務の実施体制についても記載すること) 5部
- ⑤ スポーツ合宿の誘致や招致, 受入支援を行った実績 5部

(2) 企画提案競技の参加申込み

- ① 申込み方法
企画提案競技参加申込書(様式2)により, 電子メールにて提出する。
- ② 提出期限
令和5年8月18日(金) 午後5時15分まで

(3) 企画提案競技や仕様書等に関する質問

- ① 質問の提出方法
質問書(様式2)により, 電子メールにて提出する。
なお, 上記以外の来課や電話等による質問は受け付けない。
- ② 提出期限
令和5年8月18日(金) 午後5時15分まで
- ③ 質問への回答
令和5年8月23日(水) 午後5時15分までに, すべての参加者に対し, 電子メールで回答する。
- ④ 留意事項
質問書の提出は, 企画提案競技参加申込書(様式2)を期限内に提出

したものに限る。

- (4) (1)に定める企画提案に関する書類の提出期限
令和5年8月30日（水） 必着
- (5) 提出方法
持参または郵送
- (6) 提出等に係る留意事項
 - ① 企画書の提案は，1者につき1案に限る。
 - ② 企画書の規格は，A4判又はA3判の折り込みとする。
 - ③ 提出された企画書は返却しないこととし，提出後の修正は認めない。
 - ④ 期限までに提出されなかった企画提案書は，いかなる理由があっても選定されない。
 - ⑤ 企画提案書は，受託者選定作業等必要な範囲において，複製することがある。
 - ⑥ 採用された企画提案書の使用権は，鹿児島県に帰属する。
 - ⑦ 受託者決定後は，県と十分に協議しながら事業内容を決定することとし，企画の一部を修正又は変更する場合がある。
 - ⑧ 企画書作成及び提出に関する経費は，企画提案者の負担とする。
 - ⑨ 採用された企画提案書等の著作権及び著作権は，鹿児島県に帰属する。
 - ⑩ 採用された提案内容については，行政機関が取得した文書について開示請求があった場合は，当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては，開示対象となる場合がある。
 - ⑪ 使用する言語及び通貨は，日本語及び日本国通貨に限る。

6 選考及び契約の締結

(1) 審査・選考の方法

選考委員会を開催し，審査の結果，最も優れているとされた企画提案書を提出した者を契約の相手方の候補者として決定する。企画提案のプレゼンテーションは，実施しない。

なお，審査に際し，内容等で確認を要する事項がある場合には，企画内容について問合せを行う。

(2) 選考結果

選考結果は，企画提案者全員に対して書面により通知する。

なお，審査結果についての異議申し立ては，一切受け付けない。

(3) 契約の締結

県は，契約の相手方の候補者として決定された者と協議の上，業務委託契約を締結する。

7 手続きの流れ

令和5年8月7日（月）	企画提案の募集開始
令和5年8月18日（金）	企画提案参加申込み期限
令和5年8月18日（金）	質問書提出期限

令和5年8月30日（水）	企画提案書提出締切
令和5年9月上旬	審査・選考
令和5年9月上旬	委託契約の締結及び業務着手

8 応募・問合せ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

鹿児島県観光・文化スポーツ部スポーツ振興課 出口・豊留

TEL : 099-286-3006 FAX : 099-286-5819

E-mail : t-sports@pref.kagoshima.lg.jp

9 注意事項

- ・ 企画提案競技の参加に当たり知り得た情報は、他に漏らさないこと。